

日本組織適合性学会からのお知らせ

日本組織適合性学会 会告

評議員による理事選挙の結果、新しい理事10名、監事2名が選出されました。また、日本組織適合性学会会則第11条、第12条に基づき、会長が佐田正晴評議員を指名理事として推薦し、理事会において本件が承認されました。平成14年9月に開催された理事会において以下の事案が決議され、評議員会並びに総会において承認されましたのでお知らせ致します。

1. 新理事・監事（任期2年）

理 事 氏 名	担 当
猪 子 英 俊	会 長
赤 座 達 也	会 計
木 村 彰 方	会則、将来構想検討
五條堀 孝	渉 外
笹 月 健 彦	渉 外
佐 治 博 夫	標準化
佐 田 正 晴	認定制度
十 字 猛 夫	事務局
徳 永 勝 士	編 集
西 村 泰 治	教 育
前 田 平 生	選挙管理
監 事 氏 名	担 当
片 桐 一	監 事
吉 田 孝 人	監 事

2. 近畿HLA研究会の地方会としての承認

本学会の関連下部組織として活動を行っております、近畿HLA研究会が、本学会の地方会として承認されました。これに伴い、地方会への参加は、認定制度の単位として算定可能になりました。

3. 認定制度について

1) 平成14年度 認定HLA検査技術者登録者および認定組織適合性指導者登録者名簿

平成14年度の認定HLA検査技術者および認定組織適合性指導者特例認定申請者のうち、審査の結果認定・登録された方についての名簿を本誌253、254ページに掲載しております。

2) 認定制度規則の改定について

認定HLA検査技術者および認定組織適合性指導者認定制度規則の改定が行われました。新規則は、本誌247ページに掲載しております。

3) 平成15年度の特例認定について

平成15年度の特例認定については、認定組織適合性指導者のほかに、認定HLA検査技術者についても実施されることとなりました。申請にあたっては、本誌に掲載されております特例認定実施要項を御参照下さい。

4) クオリティコントロールワークショップ(QCWS)について

従来、標準化委員会にて行って参りましたQCWSは、これより認定制度委員会にて運営されることとなります。

4. TFB学術奨励賞(仮称)について

株式会社TFBより本学会に対し、HLA及びこれに関わる分子生物学分野の研究、技術の開発に対する助成が行われることとなりました。助成金額は計70万円で、平成15年度より開始される予定です。本件の運用にあたっては、今後理事会が中心となってTFB学術奨励賞(仮称)として主に若手の研究者、技術者への助成を行ってゆく予定です。

日本組織適合性学会 平成13年度決算報告書

自 平成13年4月1日

至 平成14年3月31日

(収入の部)	決算	予算	差異
会 員 年 会 費	3,683,650	3,360,000	-323,650
前 受 け 金	59,000	0	-59,000
学 会 誌 広 告 費	1,100,000	1,100,000	0
Q Cワークショップ	937,685	400,000	-537,685
学 会 誌 販 売	115,280	30,000	-85,280
利 息	2,646	4,000	1,354
当 期 収 入 合 計	5,898,261	4,894,000	-1,004,261
前 年 度 繰 越 金	4,433,167	4,433,167	0
合 計	10,331,428	9,327,167	-1,004,261

(支出の部)	決算	予算	差異
大 会 援 助 金	2,000,000	2,000,000	0
学 会 誌 作 成 費	3,037,650	2,900,000	-137,650
旅 費	28,380	200,000	171,620
通 信 費	268,315	250,000	-18,315
事 務 費	61,608	50,000	-11,608
会 議 費	6,675	50,000	43,325
事 務 委 託 費	530,255	400,000	-130,255
Q Cワークショップ	186,126	400,000	213,874
当 期 支 出 合 計	6,119,009	6,250,000	130,991
次 年 度 繰 越 金	4,212,419	3,077,167	-1,135,252
合 計	10,331,428	9,327,167	-1,004,261
当 期 収 支 差 額	-220,748	-1,356,000	-1,135,252

平成13年度日本組織適合性学会会計を監査し、適正であったことを認めます

会計監事 柏木 登、吉田孝人

日本組織適合性学会 平成14年度予算

自平成14年4月1日
至平成15年3月31日

(収入の部)	平成14年度	13年度(決算)	差異
会 員 年 会 費	3,800,000	3,683,650	116,350
前 受 け 金	0	59,000	-59,000
学 会 誌 広 告 費	1,100,000	1,100,000	0
Q C ワークショップ	400,000	937,685	-537,685
学 会 誌 販 売 等	100,000	115,280	-15,280
利 息	2,000	2,646	-646
当 期 収 入 計	5,402,000	5,898,261	-496,261
前 年 度 繰 越 金	4,212,419	4,433,167	-220,748
合 計	9,614,419	10,331,428	-717,009

(支出の部)	平成14年度	13年度(決算)	差異
大 会 援 助 金	0	2,000,000	-2,000,000
学 会 誌 作 成 費	3,000,000	3,037,650	-37,650
旅 費	200,000	28,380	171,620
通 信 費	250,000	268,315	-18,315
事 務 費	50,000	61,608	-11,608
会 議 費	50,000	6,675	43,325
事 務 委 託 費	500,000	530,255	-30,255
Q C ワークショップ	400,000	186,126	213,874
当 期 支 出 計	4,450,000	6,119,009	-1,669,009
次 年 度 繰 越 金	5,164,419	4,212,419	952,000
合 計	9,614,419	10,331,428	-717,009
当 期 収 支 差 額	952,000	-220,748	1,172,748

注：次年度大会援助金は12年度に支払い済み

日本組織適合性学会 平成15年度予算(案)

自平成15年4月1日
至平成16年3月31日

(収入の部)	平成15年度	14年度(予算)	差異
会 員 年 会 費	3,800,000	3,800,000	0
前 受 け 金	0	0	0
学 会 誌 広 告 費	1,100,000	1,100,000	0
Q C ワークショップ	0	400,000	400,000
学 会 誌 販 売 等	100,000	100,000	0
利 息	100	2,000	-1,900
当 期 収 入 計	5,000,100	5,402,000	-401,900
前 年 度 繰 越 金	5,164,419	4,212,419	952,000
合 計	10,164,519	9,614,419	550,100

(支出の部)	平成15年度	14年度(予算)	差異
大 会 援 助 金	1,000,000	0	1,000,000
学 会 誌 作 成 費	3,000,000	3,000,000	0
旅 費	200,000	200,000	0
通 信 費	250,000	250,000	0
事 務 費	50,000	50,000	0
会 議 費	50,000	50,000	0
事 務 委 託 費	500,000	500,000	0
Q C ワークショップ	0	400,000	-400,000
当 期 支 出 計	5,050,000	4,450,000	600,000
次 年 度 繰 越 金	5,114,519	5,164,419	-49,900
合 計	10,164,519	9,614,419	550,100
当 期 収 支 差 額	-49,900	952,000	-1,001,900

注：Q C ワークショップ経費は15年度より認定制度特別会計に移管する。
予算の承認が執行年度の半ばになるため次年度案も作ることにした。

認定制度委員会 平成14年度予算

自平成14年4月1日
至平成15年3月31日

(収入の部)	平成14年度	13年度(決算)	差異
申請料(指導者)	1,160,000		1,160,000
申請料(技術者)	1,850,000		1,850,000
講習会参加費	236,000		236,000
利息	10		10
当期収入計	3,246,010	0	3,246,010
前年度繰越金	0		0
合計	3,246,010	0	3,246,010

- 86 -

認定制度委員会 平成15年度予算(案)

自平成15年4月1日
至平成16年3月31日

(収入の部)	平成15年度	14年度(予算)	差異
申請料(指導者)	300,000	1,160,000	-860,000
申請料(技術者)	350,000	1,850,000	
講習会参加費	50,000	236,000	
QCワークショップ	400,000		
利息	10	10	0
当期収入計	1,100,010	3,246,010	-2,146,000
前年度繰越金	2,406,010	0	2,406,010
合計	3,506,020	3,246,010	260,010

(支出の部)	平成14年度	13年度(決算)	差異
旅費	80,000		80,000
通信費	20,000		20,000
事務費	250,000		250,000
会議費	80,000		80,000
実技研修費委託費	290,000		290,000
QCワークショップ			
会場費	120,000		120,000
講師費	0		0
当期支出計	840,000	0	840,000
次年度繰越金	2,406,010		2,406,010
合計	3,246,010	0	3,246,010
当期収支差額	2,406,010	0	2,406,010

(支出の部)	平成15年度	14年度(予算)	差異
旅費	80,000	80,000	0
通信費	10,000	20,000	-10,000
事務費	100,000	250,000	-150,000
会議費	100,000	80,000	20,000
実技研修費委託費	75,000	290,000	-215,000
QCワークショップ	400,000		400,000
会場費	80,000	120,000	-40,000
講師費	250,000	0	250,000
当期支出計	1,095,000	840,000	255,000
次年度繰越金	2,411,020	2,406,010	5,010
合計	3,506,020	3,246,010	260,010
当期収支差額	5,010	2,406,010	-2,401,000

注：QCワークショップ経費は15年度より認定制度特別会計に移管される。
予算の承認が執行年度の半ばになるため次年度案も作ることにした。

認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則

(目的)

第1条 この制度は、組織適合性に関する専門知識並びに精度の高い検査の施行を通じて、医療及び社会へ貢献できる認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者の育成を目的とする。

(定義)

第2条 認定HLA検査技術者とは、HLA検査に関する基礎的な知識を有し、HLA検査を正確に行える技能を有する者をいう。

- (1) 認定HLA検査技術者の英語名称は、Certified HLA Technologist (JSHI) とする。
 - (2) 認定HLA検査技術者の英語略称は、HT/JSHIとする。
- 2 認定組織適合性指導者とは、HLA検査に関する広範な知識を有し、かつ指導的立場に立てる者をいう。
- (1) 認定組織適合性指導者の英語名称は、Certified Director for Histocompatibility (JSHI) とする。
 - (2) 認定組織適合性指導者の英語略称は、DH/JSHIとする。

(組織適合性技術者認定制度委員会)

第3条 組織適合性技術者認定制度委員会（以下「委員会」という。）は、認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度に関する必要事項を審議する。

- 2 委員会は、第1条の目的を達成するために、認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者を認定する。
- 3 委員会の組織、運営については別に定める。

(指定履修課程)

第4条 委員会は、認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者育成のために、認定HLA検査技術者認定制度指定履修課程（以下「技術者履修課程」という。）及び認定組織適合性指導者認定制度指定履修課程（以下「指導者履修課程」という。）を別に定める。

(認定HLA検査技術者認定制度指定施設)

第5条 認定HLA検査技術者育成のために、相当と認めた施設を認定HLA検査技術者認定制度指定施設（以下「指定施設」という。）として認定する。

- 2 委員会は、認定した施設に対して、「認定HLA検査技術者認定制度指定施設認定証」を交付する。ただし、認定証の有効期間は5年とする。
- 3 指定施設は、5年ごとに更新の手続きをしなければならない。
- 4 指定施設は、次の場合に認定が解除される。
 - (1) 第5条第1項に該当しなくなったとき。
 - (2) 指定施設の認定を辞退したとき。
 - (3) 更新手続きを行わなかったとき。

(認定HLA検査技術者認定制度指定施設の基準)

第6条 指定施設は、次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 認定組織適合性指導者またはHLA検査技術者が勤務し、組織適合性検査に関する教育指導体制がとられていること。
 - (2) 研修に関する要員、設備等が十分であること。
 - (3) 備えるべき組織適合性検査の内容については別に定める。
- 2 外国における施設については委員会が別に定める。

(指定施設の認定及び認定更新)

第7条 指定施設の認定及び認定更新については、委員会の審議による。

(認定HLA検査技術者の認定試験受験資格基準及び申請手続き)

第8条 認定HLA検査技術者の認定試験受験資格基準は、申請の前年度までに次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 日本組織適合性学会（以下「学会」という。）の会員歴が通算して3年以上あること。
 - (2) 組織適合性検査に関する業務経験が3年以上あること。
 - (3) 5年間で技術者履修課程に定められた講習の受講歴があること。
 - (4) 別表により、5年間で資格審査基準が30単位以上あること。但し、当学会の大会への参加が5単位以上含まれていなければならない。
- 2 認定HLA検査技術者の認定試験の受験を申請しようとする者は、次の各項の書類を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。
- (1) 認定HLA検査技術者認定試験受験申請書（別記様式第1）
 - (2) 資格・更新審査基準証明書（別記様式第2）
 - (3) 講習修了証の写し
- 3 認定HLA検査技術者の認定試験の受験を申請する者は、受験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
- (1) 受験料は、15,000円とする。

(認定HLA検査技術者申請者の認定資格審査、研修、試験及び登録)

第9条 委員会は、年1回申請書類に基づき申請者の資格審査を行う。

- 2 資格基準を満たす申請者は、委員会が定めた技術者履修課程に基づき指定施設で所定の実技等の研修を受講しなければならない。
- 3 研修の日時、場所等は資格審査終了後に各申請者に文書で通知する。
- 4 委員会は、実技等の研修が修了した者に対して、年1回試験（実技試験を含む）を行う。但し、実技試験はQCワークショップの参加歴がある場合には免除される。
- 5 認定試験に不合格の場合、研修歴は翌年の試験まで有効とする。
- 6 委員会は、認定HLA検査技術者としての適否を審査し、適格者を認定HLA検査技術者として「認定HLA検査技術者認定登録原簿」に登録する。

(認定HLA検査技術者の認定効力)

第10条 認定HLA検査技術者の資格は認定登録原簿に登録後発効する。

- 2 登録者には登録時に「認定HLA検査技術者認定証」を学会の会長から交付する。
- 3 登録者は、日本組織適合性学会誌に公告する。
- 4 認定証の有効期間は、登録した日から5年とする。

(認定HLA検査技術者の認定登録更新資格基準及び申請手続き)

- 第11条 認定HLA検査技術者の認定更新申請資格基準は、更新の前年度までに次の各項のすべてを備えていなければならない。
- (1) 認定証の登録年度から5年間に別表により資格審査基準が30単位以上あること。但し、当学会の大会への参加が5単位以上含まれていなければならない。
 - (2) 認定証の有効期間満了前の2年間に技術者履修課程に定められた講習を1回以上受講していること。
 - (3) 認定証の登録年度から5年間に学会が主催するQCワークショップ集会への参加があること。
- 2 登録更新の申請をする者は、認定証の有効期間満了の一ヶ月前から満了日までに委員会事務局に次の各項の書類を提出しなければならない。
- (1) 認定HLA検査技術者認定登録更新申請書（別記様式第3）
 - (2) 資格・更新審査基準証明書（別記様式第2）
 - (3) 講習修了証の写し
- 3 認定HLA検査技術者の認定更新を申請する者は、登録更新料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
- (1) 登録更新料は、15,000円とする。

(認定組織適合性指導者の認定試験受験資格基準及び申請手続き)

- 第12条 認定組織適合性指導者の認定試験受験資格基準は、申請の前年度までに次の各項のすべてを備えていなければならない。
- (1) 認定HLA検査技術者として登録された年度から3年を経過した者。
 - (2) 学会の会員歴が通算して7年以上あること。
 - (3) 組織適合性検査に関する業務経験が7年以上あること。
 - (4) 5年間で指導者履修課程に定められた講習の受講歴があること。
 - (5) 5年間で学会が主催するQCワークショップ集会の参加歴があること。
 - (6) 別表により、5年間で資格審査基準が70単位以上あること。但し、当学会の大会への参加が10単位以上含まれていなければならない。
- 2 認定組織適合性指導者の認定試験の受験を申請しようとする者は、次の各項の書類を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。
- (1) 認定組織適合性指導者認定試験受験申請書（別記様式第4）
 - (2) 資格・更新審査基準証明書（別記様式第2）
 - (3) 講習修了証の写し
- 3 認定組織適合性指導者の認定試験の受験を申請する者は、受験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
- (1) 受験料は、30,000円とする。

(認定組織適合性指導者認定申請者の認定資格審査、試験及び登録)

- 第13条 委員会は、年1回申請書類に基づき申請者の資格審査を行う。

- 2 委員会は、資格基準を満たす申請者に対して、年1回試験を行う。
- 3 委員会は、認定組織適合性指導者としての適否を審査し、適格者を認定組織適合性指導者として「認定組織適合性指導者認定登録原簿」に登録する。

(認定組織適合性指導者の認定効力)

第14条 認定組織適合性指導者の資格は認定登録原簿に登録後発効する。

- 2 登録者には登録時に「認定組織適合性指導者認定証」を学会の会長から交付する。
- 3 登録者は日本組織適合性学会誌に公告する。
- 4 認定証の有効期間は、登録した日から5年とする。

(認定組織適合性指導者の認定登録更新資格基準及び申請手続き)

第15条 認定組織適合性指導者の認定更新申請資格基準は、更新の前年度までに次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 認定証の登録年度から5年間に別表により更新資格審査基準が70単位以上あること。但し、日本組織適合性学会誌における原著論文、総説、または学会の大会における発表が15単位以上含まれていなければならない。また、原則として当学会の大会への参加が15単位以上含まれていなければならない。
- (2) 認定証の有効期間満了前の2年間に指導者履修課程に定められた講習会を1回以上受講していること。
- (3) 認定証の登録年度から5年間に学会が主催するQCワークショップ集会への参加歴があること。
- 2 登録更新の申請をする者は、認定証の有効期間満了の一ヶ月前から満了日までに委員会事務局に次の各項の書類を提出しなければならない。
 - (1) 認定組織適合性指導者認定登録更新申請書（別記様式第5）
 - (2) 資格・更新審査基準証明書（別記様式第2）
 - (3) 講習修了証の写し
- 3 認定組織適合性指導者の認定更新を申請する者は、登録更新料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
 - (1) 登録更新料は、30,000円とする。

(認定組織適合性指導者の認定更新基準を満たさない場合の措置)

第16条 第15条第1項の更新申請資格基準を満たさない者であっても、第11条第1項の更新申請資格基準を満たしている場合には認定HLA検査技術者として更新することができる。

- 2 申請手続きは、第11条第2項及び第3項に従う。
- 3 次回の更新時に認定組織適合性指導者の更新申請資格基準を満たしていれば、認定組織適合性指導者へ認定変更することができる。

(認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定証の記載事項変更手続き)

第17条 認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定証の記載事項に変更が生じた者は、すみやかに委員会事務局に認定証記載事項変更申請書（別記様式第6）を提出しなければならない。

- 2 変更手数料は、2,000円とする。

(認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定証の再交付手続き)

第18条 認定証を紛失、破損などにより認定証の再交付を申請しようとする者は、別記様式第7でそれを気が付いた日から30日以内に申請しなければならない。

2 再交付手数料は、2,000円とする。

(認定の取り消し)

第19条 認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者は次の各項の事由によりその資格を取り消される。

- (1) 認定HLA検査技術者又は認定組織適合性指導者の認定更新をしなかったとき。
 - (2) 学会を退会したとき。
 - (3) 認定HLA検査技術者又は認定組織適合性指導者としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項(3)の判定は、委員会が審議に基づき、これを行う。

(規則の変更)

第20条 この規則の変更は、委員会及び学会の理事会並びに評議員会の議決を経たのち、学会の総会の承認を得なければならない。

(細則)

第21条 この規則の実施に関し必要事項は、委員会の議決を経たのち、学会の理事会及び評議員会の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、平成13年11月2日から施行する。

平成14年9月25日改正

この規則が施行された日から2年間に限り、認定組織適合性指導者の認定は、別に定める資格特例認定実施要領によって実施する。

平成14年度の認定HLA検査技術者の認定試験は、別に定める認定HLA検査技術者認定試験実施要領によって実施する。

(平成14年9月25日追加)

平成15年度の認定HLA検査技術者の認定試験は、別に定める認定HLA検査技術者認定試験実施要領によって実施する。

別表（第8条、第11条、第12条及び第15条関係）

種 類	単 位 数	備 考
原 著 論 文	筆頭者は一つにつき15単位とする。	日本組織適合性学会誌に限る。
	共著者は一つにつき10単位とする。	
	筆頭者は一つにつき10単位とする。	上記以外の組織適合性に関連するものに限る。
	共著者は一つにつき7単位とする。	
著 書 ・ 総 説	筆頭者は一つにつき10単位とする。	組織適合性に関連するものに限る。
	共著者は一つにつき7単位とする。	
学 会 発 表	筆頭者は一つにつき10単位とする。	日本組織適合性学会大会に限る。
	共著者は一つにつき7単位とする。	
	筆頭者は一つにつき7単位とする。	日本組織適合性学会地方会、米国組織適合性学会大会、欧州組織適合性学会大会、国際組織適合性ワークショップ及びアジア・オセアニア組織適合性ワークショップ、オーストラリア・東南アジア組織適合性検査学会に限る。
	共著者は一つにつき5単位とする。	
	筆頭者は一つにつき5単位とする。	上記以外の組織適合性に関連するものに限る。但し、抄録記録があるもの。
	共著者は一つにつき3単位とする。	
学 会 参 加	一回につき5単位とする。	日本組織適合性学会大会に限る。
	一回につき3単位とする。	日本組織適合性学会地方会、米国組織適合性学会大会、欧州組織適合性学会大会、国際組織適合性ワークショップ及びアジア・オセアニア組織適合性ワークショップ、オーストラリア・東南アジア組織適合性検査学会に限る。
	一回につき2単位とする。	上記以外の組織適合性に関する学会に限る。但し、5年間で10単位を限度とする。
実 技 研 修 参 加	一回につき5単位とする。	但し、認定HLA検査技術者の更新時において更新資格審査基準が規定単位数に達しない場合に限り5単位まで認める。
講 習 会 参 加	一回につき5単位とする。	日本組織適合性学会または組織適合性技術者認定制度委員会が主催するものに限る。
	一回につき2単位とする。	日本組織適合性学会または組織適合性技術者認定制度委員会が主催する以外の講習会で委員会が承認したものに限り、5年間で10単位まで認める。但し、認定HLA検査技術者に限る。
QCワークショップ 集 会 参 加	一回につき5単位とする。	

平成14年度認定HLA検査技術者登録者名簿 (敬称略)

(認定期間：平成14年9月23日～平成19年9月22日)

登録番号	氏名	登録番号	氏名
G02001	榊 澤 憲 治	G02030	吉 田 佐 織
G02002	藤 野 恵 三	G02031	猿 渡 晃
G02003	樋 口 香 織	G02032	白 鳥 滋 久
G02004	小 原 節 子	G02033	石 井 博 之
G02005	佐 藤 薫	G02034	門 伝 一 江
G02006	土 田 文 子	G02035	高 原 勝 行
G02007	山 岡 学	G02036	植 木 純 一
G02008	佐 藤 一 弘	G02037	石 川 登志子
G02009	加茂谷 邦 麿	G02038	木 原 正 明
G02010	道 野 淳 子	G02039	堀 切 順 子
G02011	橋 口 裕 樹	G02040	高 陽 淑
G02012	李 悦 子	G02041	小 野 明 子
G02013	安 田 広 康	G02042	吉 武 俊 一
G02014	男 山 順 子	G02043	中 村 淳 子
G02015	浅 尾 洋 次	G02044	弓 指 佳津江
G02016	久 山 芳 文	G02045	藤 井 まり恵
G02017	大 澤 敬 子	G02046	市 原 孝 浩
G02018	飯 田 好 江	G02047	今 井 重 美
G02019	山 崎 正 明	G02048	金 信 子
G02020	平 田 康 司	G02049	昆 理 子
G02021	溝 渕 詔 子	G02050	松 下 正 毅
G02022	大久保 光 夫	G02051	河 野 節 美
G02023	伊 藤 八重子	G02052	山 口 恵津子
G02024	吉 本 千 尋	G02053	平 田 蘭 子
G02025	岸 野 光 司	G02054	今 井 厚 子
G02026	大久保 みどり	G02055	松 見 達 也
G02027	中 條 聖 子	G02056	河 田 寿 子
G02028	小 川 公 明	G02057	前 田 初 代
G02029	関 本 達 也	G02058	内 田 純 子

平成14年度認定組織適合性指導者登録者名簿 (敬称略)

(認定期間：平成14年9月23日～平成19年9月22日)

登録番号	氏名	登録番号	氏名
S02001	河賀泰子	S02019	安尾美年子
S02002	大田智	S02020	酒巻建夫
S02003	木村彰方	S02021	松浦宏美
S02004	松崎龍典	S02022	永尾暢夫
S02005	安藤等	S02023	能勢義介
S02006	坂内誠	S02024	猪子英俊
S02007	小林孝彰	S02025	小河原悟
S02008	大谷文雄	S02027	中島文明
S02009	小林賢	S02028	吉田孝人
S02010	阿藤みや子	S02029	柏瀬貢一
S02011	太田正穂	S02030	安藤麻子
S02012	益尾清恵	S02031	川井信太郎
S02013	大熊重則	S02032	前田平生
S02014	兼岡秀俊	S02033	佐田正晴
S02015	加藤道	S02034	福森泰雄
S02016	十字猛夫	S02035	成瀬妙子
S02017	赤座達也	S02036	佐治博夫
S02018	徳永勝士	S02037	丸屋悦子

第7回 HLA-DNA タイピング QC ワークショップのご案内

日本組織適合性学会

認定制度委員会

委員長 佐田正晴

QC ワークショップ部会 (仮称) 担当 木村彰方

昨年の本学会で、DNA タイピングのクオリティーコントロール (QC) ワークショップの担当を、標準化委員会から認定制度委員会に変更することが決定されました。そこで、認定制度委員会では、新たに QC ワークショップ部会 (仮称) を設け、この部会が QC ワークショップを担当することに致しました。認定制度委員会が主催する QC ワークショップでは、タイピング技術の向上、タイピング結果の再現性追求、また、結果の解釈が困難な場合の対処など、HLA-DNA タイピングを巡る種々の技術的問題への対処を含めた QC をテーマと致します。

QC ワークショップ部会 (仮称) の正式な発足前ですので、具体的な QC ワークショップの方法、サンプルの選定、およびワークショップ集会の進め方などについては今後さらに詳細を検討することと致しますが、時間的な都合もありますので、下記のように QC ワークショップの開催を案内致します。認定制度委員会が主催する最初の QC ワークショップであり、これまでとは異なった運営がなされる予定ですので、よろしくご了承ください。

記

1. スケジュール

平成15年5月上旬 サンプル配布

平成15年6月下旬 結果提出締切り (原則として、電子媒体による)

2. QC ワークショップ集会

平成15年9月15日 (月、祝日) 午後 第12回日本組織適合性学会 (軽井沢) にて

3. 参加費

認定制度との関連で、参加は原則として個人を対象とします。

QC ワークショップにかかる資料代等の実費として、一名2,000円を申し受けます。

4. 参加申し込み

原則として、申し込み様式を学会ホームページ QC ワークショップ部会 (仮称) の URL (<http://jshi.umin.ac.jp/QCWS/>) よりダウンロードし、必要事項を記入後、メール添付にて QC ワークショップ部会 (仮称) まで送付ください。また、必要事項をメール本文に直接記入して送られても結構です。なお、電子媒体の使用が困難な場合は、別紙用紙に必要事項を記入し、ファックスまたは郵送にてお送りください。

参加費は以下の口座に振込んでください。原則として、振込の控えをもって領収書とさせていただきます。

参加申し込みの締切りは、平成15年3月31日 (月) とします。

5. 振込口座

みずほ銀行厚木支店

普通預金 8037067

JSHI 認定制度委員会事務局 猪子英俊

組織適合性技術者認定制度 認定HLA検査技術者講習会のお知らせ

組織適合性技術者認定制度委員会
委員長 佐田 正晴
組織適合性技術者認定制度委員会教育部会
部会長 西村 泰治

日時：平成 15 年 9 月 15 日（月曜日）16 時から 18 時（予定）
場所：軽井沢プリンスホテル西館
参加費：2,000 円程度を予定（テキスト代を含む）

内容

HLA 分子の構造と機能	西村 泰治（熊本大学）
HLA 遺伝子のタイピング法	石川 善英 （東京都赤十字血液センター）
HLA の疾患感受性解析への応用	安波 道郎（東京医科歯科大学）

講習会の詳細については、次号の学会誌に掲載する予定です。

この講習会は、平成 15・16 年度に HLA 検査技術者認定を取得しようとする者を対象に実施されますが、それ以外の者であっても自由に参加することができます。ただし、平成 15 年度の特例 HLA 検査技術者認定を取得しようとする者で、平成 14 年度に講習を修了している方には、受講義務はありません。

平成 15 年度の取得予定者以外にあつては、以下の申込書に必要事項を記入し、認定制度委員会事務局宛に FAX (0463-94-8884) で平成 15 年 6 月 28 日（金）までに送付してください。あるいは、E メールで件名を「認定講習会」とし、申込書の必要事項を書き込んで「tnaruse@is.icc.u-tokai.ac.jp」宛に、上記締め切り日までに送信してください。テキストは、申込数に応じて作成し、申込者に優先して配布します。そのため当日の申し込み者については、テキストの配布を受けられない場合がありますことを、あらかじめご了承ください。

平成 15 年度認定 HLA 検査技術者講習会 受講申込書

氏 名：
所 属：
住 所： 〒
電 話 番 号：
FAX 番 号：
E メール：

HLA 検査技術者認定取得予定 なし あり→平成 年度を予定